

○ 公有施設のZEB化といった公的部門では、県・市町村がそれぞれに取り組む必要がある一方、**民間部門に対する役割分担の実態**は概ね以下のとおりとなっている。

	強制手法	情報・啓発手法	経済手法
県	○企業の脱炭素経営カルテ作成の義務付け（条例） など	○ウェブサイトや広報誌、各種セミナーによる啓発 ○脱炭素化経営企業認定 など	○省エネ設備の設置補助（予算） ○再エネ設備の設置補助（予算） など
市町村	○太陽光発電設備の設置規制（条例） など	○ウェブサイトや広報誌、各種セミナーによる啓発 など ○再エネ促進区域の設定	○省エネ設備の設置補助（予算） ○再エネ設備の設置補助（予算） ○再エネ設備の税制特例 など

↑ ↓ 役割分担は？

※ 法学者レッシングが提唱した権力の4つのモードとして、①法律（Law）、②規範（Norm）、③市場（Market）、④構造（Architecture）があるが、上記の強制手法、情報・啓発手法、経済手法は①～③に対応している。

論点①：特に**経済手法のうち予算関連施策**について、県・市町村がそれぞれ積極的に取り組む中、**どのような役割分担**が行われているのか。（タテの関係）

論点②：**各政策手法間の連携**はどのように行われているのか。（ヨコの関係）

論点① 予算関連施策における役割分担（例）

○ 役割分担の実態は概ね以下のとおりで、まちづくりや定住促進の視点から**市町村は住宅分野**に力を入れ、**県は産業分野**に力を入れている姿が浮かび上がるところであり、**県・市町村はそれぞれの分野で施策を充実させる必要**がある。

	産業分野	住宅分野
県	<ul style="list-style-type: none">○太陽光発電設備の設置補助○電気自動車等の導入補助○省エネ設備の設置補助 など	<ul style="list-style-type: none">○省エネ住宅の改修補助 など
市町村	<ul style="list-style-type: none">○LEDの設置補助 など	<ul style="list-style-type: none">○太陽光発電設備の設置補助○省エネ住宅の整備補助○木質ストーブの設置補助○高効率給湯器の設置補助 など



※ 上記はあくまでも例示であり、実際には多岐にわたる施策を展開

一方、脱炭素社会の実現に向けては、**県・市町村が分離的に施策を推進**するだけでなく、**融合的に施策を構築**することが有効な場合も存在する可能性がある。

例えば、まちづくりの視点から「**いわて脱炭素化経営認定企業等**」を**市町村が支援**することも考えられるほか、住宅分野においては**市町村だけでなく県が補完的に取り組むべき施策**を検討する余地があるのではないかと。

論点② 政策手法間の連携と今後の可能性

- 例えば「脱炭素化経営企業認定」について、政策手法間の連携は以下のとおりであり、今後は県・市町村の枠を超えた連携を検討する余地がある。

	強制手法	情報・啓発手法	経済手法
県	<ul style="list-style-type: none"> ○企業の脱炭素経営カルテ作成の義務付け（条例） <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ウェブサイトや広報誌、各種セミナーによる啓発 ○脱炭素化経営企業認定 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○省エネ設備の設置補助（予算） ○再エネ設備の設置補助（予算） <p>など</p>
	連携済み（※1）		連携済み（※2）
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光発電設備の設置規制（条例） <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ウェブサイトや広報誌、各種セミナーによる啓発 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○省エネ設備の設置補助（予算） ○再エネ設備の設置補助（予算） ○再エネ設備の税制特例 <p>など</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ○再エネ促進区域の設定 	

連携の可能性

※1 「いわて脱炭素化経営企業等」認定制度のうち四つ星認定について、「いわて脱炭素経営カルテ」による二酸化炭素の排出削減を認定要件の一つに含めている。

※2 本県の事業者向け省エネルギー対策推進事業費補助等について、「いわて脱炭素化経営企業等」認定制度による認定を受けていることを上乗せ補助要件の一つに含めている。

論点② 政策手法間の連携と今後の可能性

- 県内市町村で検討が進められている「再エネ促進区域の設定」についても、政策手法や県・市町村の枠を超えた連携を検討する余地がある。

	強制手法	情報・啓発手法	経済手法
県	○企業の脱炭素経営カルテ作成の義務付け（条例） など	○ウェブサイトや広報誌、各種セミナーによる啓発 ○脱炭素化経営企業認定 など	○省エネ設備の設置補助（予算） ○再エネ設備の設置補助（予算） など
市町村	○太陽光発電設備の設置規制（条例） など	○ウェブサイトや広報誌、各種セミナーによる啓発 など	○省エネ設備の設置補助（予算） ○再エネ設備の設置補助（予算） ○再エネ設備の税制特例 など

連携の可能性（※）

○再エネ促進区域の設定

※ 例えば、再エネ設備の設置補助（県・市町村）の補助率や補助上限、あるいは、再エネ設備の税制特例（市町村）の軽減率について、再エネ促進区域の内外で差を設けることなどが想定される。